

令和 7 年度仙台市生活衛生関係事業計画

令和 7 年 3 月

仙台市

目 次

はじめに	P 1
基本方針	P 2
重点事業	P 3
具体的な取組み	
Ⅰ 生活衛生関係営業施設等の衛生確保対策	
1 生活衛生監視指導計画	P 5
2 営業者等による自主衛生管理の推進	P 8
Ⅱ 市民生活に係る良好な生活環境の確保対策	
1 健康で快適な生活環境の確保対策	P 9
2 住居衛生対策	P 10
3 住民自身による良好な生活環境の確保の推進	P 11
Ⅲ 飲用水の安全確保対策	
1 貯水槽水道の適正管理指導	P 12
2 専用水道、小規模水道等の適正管理指導	P 13
3 自家用井戸水等の安全な利用の周知	P 13
Ⅳ その他の事業	
1 家庭用品安全確保対策	P 13
2 一般公衆浴場(銭湯)確保対策	P 14
3 住宅宿泊事業の適正運営対策	P 14
4 健康危機管理対応	P 14
5 環境衛生監視員等の資質向上	P 15
別表 1 監視指導計画	P 17
別表 2 基本監視項目	P 18
資料 1 令和7年度仙台市生活衛生関係年間計画一覧表	P 19
資料 2 用語の説明(50音順)	P 20

はじめに

令和 7 年度仙台市生活衛生関係事業計画は、「生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律*」（昭和 3 2 年法律第 1 6 4 号）などの関係法の趣旨を踏まえ「公衆衛生・市民生活の向上」のために、本市として次の 3 つの視点に基づいて、良好な生活環境の確保に向けた実効性ある施策を総合的かつ計画的に推進するために策定したものです。

1. 事業者等による自主衛生管理の推進

衛生確保における責任を有する事業者等に対し、適切な管理を実施するために必要な情報の提供や技術支援を行い、適正な自主衛生管理を推進します。

2. 市民への適切な情報発信

市民が、生活衛生に関する知識と理解を深めることができるよう、市民の意見を踏まえながら、市民の視点に立って丁寧で分かりやすい情報発信を幅広く行います。

3. 関係者による相互理解と協力による衛生確保

事業者、市民及び本市との適切な情報交換を行うことにより、相互理解を深め、公衆衛生及び市民生活の向上を図ります。

【用語の説明】語尾に「」を附した用語は、「資料 2 用語の説明（50 音順）」で解説しています（p 20）。

〔基本方針〕

感染症の流行、ICT（デジタル）技術の普及、生活様式の多様化など、社会情勢の変化を背景に、市民が安全で快適な生活をする事ができる基盤となる生活衛生分野における衛生確保の重要性は増していると言えます。

本市における生活衛生関係事業は、市民が安全で快適な日常生活を送れるよう、生活衛生関係営業施設*等の衛生確保対策、市民生活に係る良好な生活環境の確保対策及び飲用水の安全確保対策の3つを柱として展開します。

＜生活衛生関係営業施設等の衛生確保対策＞

生活衛生関係営業施設等は、市民の日常生活に密接に関係する業態であり、その施設数は約5,000施設（令和7年3月時点）に上っていることから、施設の衛生水準の維持向上を図っていくことは重要な課題です。

効率的、効果的な監視指導を実施するとともに、衛生講習会の開催等で技術支援を行い、生活衛生関係営業者自らが実施する自主衛生管理の推進を図ります。

＜市民生活に係る良好な生活環境の確保対策＞

身の回りの生活環境を良好に保つことは、健康で豊かな日常生活や、公衆衛生の確保のために重要です。

感染症の媒介原因として社会的関心が高まっているねずみや蚊、ダニ等の衛生害虫に関することや、シックハウス*、ダニアレルギー等の住居衛生問題、スズメバチに関する相談、宅地用空き地の雑草繁茂相談等、市民生活に関連する生活環境問題についても、引き続き市民啓発を充実させるとともに、適切な助言や指導等を通じて、市民の健康で快適な生活環境の確保を図ります。

＜飲用水の安全確保対策＞

水道水を受水槽に受けて利用する貯水槽水道*や、地下水等を浄化して飲用水として供給する各種の水道施設においては、飲用水の安全確保のため、水道施設の所有者等が設備等の維持管理を徹底する必要があります。

特に、貯水槽水道は、約8,400件（令和7年3月時点）と多数存在し、今後とも水道局をはじめ関係機関との情報共有を進めながら、所有者等に対する適切な指導等を行い、飲用水の安全確保を図ります。

また、地下水等を浄化して飲用する施設では、水源の汚染防止対策（動物の糞便、農薬による汚染等）、定期的な水質検査の指導等を行い、利用者の健康を確保するために求められる自主衛生管理を推進します。

なお、SDGs*（持続可能な開発目標）における17の目標のうち、本事業計画に係る以下の2つの目標も念頭に置き、本事業計画を着実に遂行していくものとします。

- ・目標3 あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する
- ・目標6 すべての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する



〔重点事業〕

市民生活に係る良好な生活環境を確保し、市民の健康で快適な暮らしの維持向上を図るため、次の５項目を重点項目として位置づけ、事業を実施します。

１ 入浴設備等におけるレジオネラ症*等感染症防止対策

（関連 6 ページ）

旅館業施設や公衆浴場等における入浴設備、冷却塔*等については、感染症防止対策の観点から、適切な衛生管理の徹底が重要となります。

重篤な健康被害を引き起こすレジオネラ属菌*が入浴設備、冷却塔等において増殖・拡散することを防止するため、浴槽水等の自主衛生管理状況を確認し、適切な管理を徹底するよう指導します。レジオネラ症患者発生等の健康危機事態については、迅速に対応し、関係機関とも連携して被害の拡大・再発を防止します。

２ 生活衛生関係営業施設等における衛生確保対策及び自主衛生管理の推進

（関連 6 ～ 8 ページ）

ICT（デジタル）技術の普及、業態の多様化などの社会情勢の変化に伴い、生活衛生関係施設による自主衛生管理等の重要性が増しています。特に、市民のみならず来仙される多くの方々の利用が見込まれる旅館業施設や特定建築物*における良好な衛生管理が徹底されるよう監視指導を行います。

「旅館業法」（昭和 23 年法律第 138 号）等の関係法に基づく報告徴収、立入指導、無許可営業の取締り等を実施し、営業者による自主衛生管理を促しながら、衛生的で適正な施設環境の確保に努めます。

３ 衛生害虫対策に係る市民啓発

（関連 11 ページ）

人々のグローバルな移動や地球温暖化の影響による生息域の拡大等に伴い、蚊やダニが媒介する感染症等のリスクが高まっています。また、トコジラミに関する相談が全国的に増加しており、被害の拡大が懸念されています。

このような状況において良好な生活環境を確保するため、蚊、ダニ及びトコジラミ等の衛生害虫の生態や対策等についての情報を広く発信していきます。

4 貯水槽水道、専用水道*等の安全性確保対策

(関連 12～13 ページ)

日常生活に不可欠な飲用水の利用にあたり、健康被害の発生防止の観点から安全性を確保することが重要です。

マンションやビル等の建物で、受水槽に水道水を貯めて利用する貯水槽水道については、関係機関（水道部局、登録検査機関*等）と連携し、建物の所有者等が適正に衛生管理を行うよう指導します。

地下水等の自己水源を利用する専用水道等の施設については、水源の汚染（動物の糞便・下水、土壌、農薬・油等の化学物質等）防止対策、定期的な水質検査の実施等、適切な維持管理状態を確保するための指導を引き続き行います。

5 環境衛生監視員*の人材育成・資質向上の推進

(関連 15～16 ページ)

生活衛生関係営業施設等の効果的な監視指導、公衆衛生の向上を推進するには、関係法令のみならず、科学的知見に基づく専門的な技術や幅広い知識を有し、かつそれらを駆使して、適切な判断や丁寧で分かりやすい説明ができる人材が必要です。

環境衛生監視員などの関係する職員を対象とした実務的な研修会の開催、各種学会や厚生労働省が主催する研修会への参加等の多様な学びの機会を確保します。これらの研修を通じて、「生活衛生分野（衛生監視員）人材育成方針」（令和4年）に基づき、業務に必要な技術、知識、適切な判断力や指導手法等の習得を推進し、幅広い専門知識を有し、総合的かつ多角的に考え、判断することができる環境衛生監視員の人材育成及び資質の向上を図ります。また、関係機関と連携、協働して課題解決できる人材の育成を図ります。

〔具体的な取組み〕

I 生活衛生関係営業施設等の衛生確保対策

1 生活衛生監視指導計画

(1) 対象施設

①営業六法*施設

興行場*、旅館業施設、公衆浴場、理容所・美容所（出張営業を含む）、クリーニング所

②営業六法以外の生活衛生関係施設

温泉利用施設、遊泳用プール(※)、専用水道、貯水槽水道、小規模水道*等、特定建築物、化製場*・畜舎*等、コインランドリー

（※容量がおおむね100m³以上で学校プールを除く）

(2) 監視指導

生活衛生課及び各区衛生課は、別表1に基づき、地域特性や施設・設備の管理状態等に応じて監視頻度を設定した計画を策定し、監視指導を実施します。なお、新興感染症等の対応などの危機管理業務が発生した場合は、状況や優先度に応じて計画を適宜、適切に対応します。

旅館業施設及び公衆浴場の浴室内で使用する湯水の水質基準項目の改正（浴槽水等において大腸菌群から大腸菌へ改正）について周知に努め、改正内容に基づいた適切な水質検査の実施を指導します。

監視指導計画については、適切な進捗管理の下、年度終了時に、実効性について検証を行い、必要な見直しも含め、適正化を図ります。

(3) 監視指導項目

監視指導は、対象施設別に別表2に示した項目を基本として実施します。

不適項目のある施設については、指導を徹底し、衛生水準の向上を図ります。

衛生管理状況は、自主管理状況の把握と併せ、行政が実施する水質検査等により確認します。

(4) 重点監視指導事項

特に対策が必要な以下の事項について、重点的に監視指導を実施します。

なお、令和5年12月13日に施行された「生活衛生関係営業等の事業活動の継続に資する環境の整備を図るための旅館業法等の一部を改正する法律」（令和5年

法律第52号。以下「一部改正法」という。)等に基づき、事業譲渡にかかる承継手続きや旅館業における宿泊拒否等について、継続して周知や適切な指導等を実施します。

①公衆浴場、旅館業施設等におけるレジオネラ症感染症防止対策

入浴施設において、レジオネラ症の発生を防止するためには、営業者による自主衛生管理体制の構築が重要であることから、「入浴施設におけるレジオネラ症防止のための衛生管理手引書作成の手引き」(平成29年)等を活用し、適切な衛生管理手引書及び点検表の作成を促すとともに、営業者の作成した衛生管理手引書及び点検表に基づき適切に管理が行われていることを確認します。

衛生管理が適切に実施されていることを検証するため、レジオネラ属菌検査等の行政検査を実施し、温泉利用施設や冷却塔等も含め、得られた検査結果や最新の科学的知見に基づく指導を行います。

検査において、レジオネラ属菌が検出され、健康被害が発生するおそれが高いと認められる場合や、入浴施設が感染源として疑われる患者発生情報を入手した場合は、「仙台市レジオネラ症防止対策指導要領」(平成27年)に基づき、迅速に必要な調査・指導等を実施するとともに、被害拡大防止、再発防止のための指導を行います。

また、社会福祉施設等の入浴施設についても、「仙台市社会福祉施設等の入浴施設におけるレジオネラ症防止対策要領」(平成22年)に基づき、必要に応じ関係部局と連携し、適切に衛生指導を行います。

【各区衛生課・生活衛生課】

②旅館業施設における衛生管理等の指導

一部改正法による改正旅館業法等において新たに規定された、「感染防止対策への協力の求め」、「宿泊拒否事由の追加」、「差別防止の更なる徹底等」、「宿泊者名簿の記載事項」、「事業譲渡にかかる承継承認制度」については、営業者への継続した周知・指導等を行うとともに、営業者または旅館業施設利用者から改正旅館業法に関する相談等が寄せられた場合には、必要に応じ、障害者差別解消法所管部署及び感染症法所管部署と連携しながら、適切な対応を行います。

また、タブレット端末等によるデジタル技術(現場でのデータ資料・動画資料の提示など)も活用しながら、旅館業法に基づく効果的な監視指導を行い、衛生的な宿泊環境の維持向上に努めます。

さらに、施設周囲の善良な風俗を保持し、青少年の健全育成を阻害することのないよう健全な営業を推進する観点においても、法令による基準の適合状況について継続して監視指導を行い、「仙台市ラブホテル等指導要綱」(昭和59年)の趣旨について、営業者に理解と同意を求めています。

その他、旅館業法の許可を得ずに旅館業が営まれている場合や、「住宅宿泊事業*法」(平成29年法律第65号)の枠組みを超えて宿泊サービスを提供してい

る場合等、旅館業法に違反している施設に対して是正指導を行います。

また、旅館業営業者等に対して、衛生講習会を開催し、衛生管理の徹底とともに、法令に基づく衛生管理等の指導、啓発を行います。

【各区衛生課・生活衛生課】

③理・美容所の衛生指導

消毒啓発パンフレット等の他、タブレット端末等によるデジタル技術（現場でのデータ資料・動画資料の提示など）も活用した実効性の高い立入検査及び衛生講習会の開催を通して、衛生管理の徹底、まつ毛エクステンション*及び酸化染毛剤*による健康被害防止等を指導します。併せて、出張理・美容営業に関する規制等について周知し、出張営業時に適切な衛生管理が図られるよう指導を行います。また、理・美容師の資格に基づいた業務内容となっているかを確認の上、適切な指導を行います。

【各区衛生課】

④クリーニング所等の衛生指導

「クリーニング所における衛生管理要領」（昭和57年厚生省）に準拠し、衛生指導に加え防火安全上の対策についても助言指導を行うとともに、当該要領におけるデジタル技術等に関する内容について引続き周知に努めます。なお、ドライクリーニング工場の新設等における事前指導においては、関係法令を所轄する建築部局及び消防部局と引き続き連携し、指導を徹底します。

また、コインランドリー施設については、衛生管理、機器の状況等について把握に努め、設置者等に対し、適切な衛生指導を行います。

【各区衛生課】

⑤特定建築物の衛生指導

特定建築物の適切な維持管理を図るため、「仙台市特定建築物事前指導に関する事務手続要領」（平成17年）及び「特定建築物の設計、施工並びに竣工に関する衛生上の指導指針」に基づき、衛生設備等の設計、運用等について、技術指導します。

また、管理状況の確認が必要と判断される特定建築物を中心に、空気環境測定機等を用いた立入検査の他、冷却塔冷却水の採水によるレジオネラ属菌検査を実施し適切な指導を行います。立入検査では、空気調和設備や給排水設備の管理状況、レジオネラ症防止対策及びIPM*の考え方に基づくねずみ・害虫防除対策等に加え、感染症防止対策として機械換気設備等の適切な点検・整備等について指導啓発を行います。

その他、特定建築物の前年度の維持管理状況について報告を求めるとともに、所有者、維持管理権原者及び建築物環境衛生管理技術者等を対象とした管理講習会を開催します。

なお、現在、国においてデジタル技術の活用に関する検討会が開催されており、今後、法令等の改正が見込まれることから、継続して情報収集の上、適切な対応に努めます。

【生活衛生課】

⑥生活衛生関係営業施設でのノロウイルス*等感染症の防止対策

多くの市民が利用する生活衛生関係営業施設におけるノロウイルス、インフルエンザウイルス等による感染症防止対策について、関係部局と連携を図りつつ、啓発・周知等を行います。

特にノロウイルスは嘔吐物等の不適切な処理が、施設内での集団感染を引き起こしたと疑われる事例が全国的に散発していることから、適切な消毒・換気方法など営業者自らが対応できるよう感染症防止対策に関する情報提供等を行います。

【各区衛生課・生活衛生課】

2 営業者等による自主衛生管理の推進

(1) 衛生教育の推進

生活衛生関係営業施設の営業者、管理者、従業員等による効果的な自主衛生管理の推進を図るため、衛生講習会の開催や、最新の知見に基づく幅広い情報提供や衛生指導、啓発等、以下の事業を行います。

- ・生活衛生関係営業施設の営業者、管理者、従業員等を対象とした衛生講習会の開催
- ・ホームページやパンフレット、タブレット端末（動画配信）等、様々な媒体による幅広い情報発信、周知啓発
(消毒方法等の衛生管理、関係法令や資格に基づく適正な営業の啓発等)
- ・適切な自主衛生管理や、効果的な自主点検の実施指導、報告徴収等

【各区衛生課・生活衛生課】

(2) 生活衛生同業組合との連携

生活衛生同業組合は、生活衛生関係営業施設の営業者が、市民生活に密着したサービス業における衛生水準の維持向上のため、営業者による自主衛生管理を促進し、業界の発展や市民生活の安定に寄与する目的で業種ごとに組織された団体です。市内で活動する組合支部の組合員に対する研修会・衛生講習会を開催するとともに、生活衛生営業指導センター（※）と連携して生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律（生衛法）や衛生管理に関する情報提供を行い、自主衛生管理の推進を図ります。

（※生活衛生営業指導センターは、生衛法に基づく団体です。組合と同様の目的で各種相

談指導事業等を担います。)

【各区衛生課・生活衛生課】

(3) 各種表彰制度の推進

「施設の衛生管理が優良で他の模範となる生活衛生優良施設」、「生活衛生の向上に積極的に協力し組織の育成強化に携わっている生活衛生功労者」を市長や保健所長より表彰することで、公衆衛生の向上における功績を讃えるとともに、生活衛生関係営業施設の衛生水準の向上、衛生思想の普及啓発を図ります。

【各区衛生課・生活衛生課】

Ⅱ 市民生活に係る良好な生活環境の確保対策

1 健康で快適な生活環境の確保対策

後述の「3 (1) 市民啓発・衛生教育の推進」(11 ページ) を行うとともに、具体的な事例については以下の対策を行います。

(1) ねずみ・衛生害虫対策

① ねずみ対策

屋内のねずみ対策に関する市民相談に対しては、ねずみが生息しにくい環境づくりを助言します。

【各区衛生課・宮城総合支所管理課・秋保総合支所保健福祉課】

② 衛生害虫対策

衛生害虫に関する市民相談については、必要に応じて拡大鏡や顕微鏡を用いて簡易な同定を行い、適切な対応方法や駆除方法を助言します。

また、汲み取り便槽や生活排水側溝等を発生源とするハエ、蚊等の発生に対する防除対策について助言し、必要に応じて薬剤サンプル(殺虫剤)を配付します。なお、配付する薬剤は、環境や健康に影響の少ない薬剤を選定し、配付量は必要最小限に抑えることとします。

【各区衛生課・宮城総合支所管理課・秋保総合支所保健福祉課】

(2) 宅地用空き地の雑草繁茂相談対応

「仙台市空き地における雑草の除去に関する条例」(昭和63年条例第38号)に基づき、宅地用の空き地において、周辺住民の生活環境に悪影響を与えるような雑草の繁茂に関する相談が寄せられた場合には、当該空き地の所有者等に対し、雑草の除去について助言、指導又は勧告を行います。

【各区衛生課・宮城総合支所管理課・秋保総合支所保健福祉課】

(3) スズメバチ等の営巣駆除相談対応

自宅の敷地内等におけるスズメバチやアシナガバチなどの営巣駆除相談については、刺傷被害を防止するための適切な対処方法を助言します。

ただし、一般住宅及びその周辺で通学路周辺等多数の市民に影響が及ぶ公共性の高い場所にスズメバチが営巣した場合で、早急な駆除を公的に実施する必要があると判断されるときは、緊急対策として公費による駆除対応を行います。

【各区衛生課・宮城総合支所管理課・秋保総合支所保健福祉課・生活衛生課】

(4) 都市水害発生時等における防疫体制の確保

「仙台市都市水害発生時における防疫対策実施要領」（平成13年）に基づき、都市水害で住宅に床上浸水等の被害が発生した場合に、速やかに消毒実施に関する助言対応ができるよう各区及び総合支所に、逆性石ケン、消毒用エタノール等の消毒用薬剤を備蓄します。また、必要に応じて、(一社)宮城県ペストコントロール協会と締結した「水害時における防疫活動の協力に関する協定書」（平成28年）に基づく防疫活動を実施します。

【各区衛生課・宮城総合支所管理課・秋保総合支所保健福祉課・生活衛生課】

2 住居衛生対策

(1) シックハウス対策

①住居等におけるシックハウス相談対応

啓発用パンフレット、市政だより、ホームページ等により、室内空気環境の化学物質濃度を低減するための適切な換気方法等を周知、助言します。また、相談内容に応じて、検知管によるホルムアルデヒド等の簡易測定を実施し、室内空気環境の具体的な改善方法について助言します。

【各区衛生課】

②市有施設等におけるシックハウス対策の推進

「市有施設の新築・改築時等におけるシックハウス対策マニュアル」（平成16年）に基づく対策が確実に講じられ、市民が安心して市有施設を利用できるように、新築・改築等をした市有施設のVOC*（揮発性有機化合物）等検査を生活衛生課で一括契約し、進行管理を行います。併せて、施設を利用する市民に測定結果を周知する取り組みを進め、必要に応じてその結果等を関係部局で構成する仙台市シックハウス対策連絡会議に報告し、対策の推進を図ります。

【生活衛生課】

(2) ダニアレルギー対策

啓発用パンフレット、市政だより、ホームページ、パネル展示等により、ダニアレルゲン*低減のための寝具やカーペット等の適切な洗濯や清掃方法等を周知、助言します。また、相談内容に応じて、ダニアレルゲンの簡易測定を実施し、掃除、換気等による住居環境の具体的な改善方法等について助言します。

【各区衛生課】

3 住民自身による良好な生活環境の確保の推進

(1) 市民啓発・衛生教育の推進

①市民啓発・衛生教育

地域で生活する住民自身によって良好な生活環境が確保できるよう、最新の知見に基づく情報発信、市民啓発を行います。

ア 内容

- ・ねずみや衛生害虫の生態、防除方法
- ・スズメバチ等の生態、駆除方法
- ・周辺の良い生活環境を保つための宅地用空き地の適正管理
- ・ダニアレルギー対策、シックハウス等の住居衛生問題における化学物質低減方法 等

イ 方法

- ・ホームページ
- ・パンフレット
- ・タブレット端末（写真や動画資料の提示など）
- ・市政だより
- ・市政出前講座
- ・6月4日（ムシの日）を中心に区役所ロビー等でのパネル展示 等

【各区衛生課・宮城総合支所管理課・秋保総合支所保健福祉課・生活衛生課】

②市民相談対応

前述の「1 健康で快適な生活環境の確保対策」（9ページ）、「2 住居衛生対策」（10ページ）に関する相談、苦情については、受理した各区衛生課等において適切に対応します。受理担当課単独での対応が困難な場合には、処理方策を関係部局と協議し、連携して対応するとともに、区役所全体で取り組む課題等についても、関係部局と協力・連携して対応します。

【各区衛生課・宮城総合支所管理課・秋保総合支所保健福祉課・生活衛生課】

(2) 動力草刈機等機器整備補助

「仙台市環境衛生改善機器等整備補助金交付要綱」(昭和53年)に基づき、除草等により自主的に良好な地域生活環境の保持に取り組もうとする町内会等に対し、動力草刈機等の整備費用の一部補助を行います。

なお、令和8年度より実施予定としている改正内容について事前周知に努めます。

【各区衛生課・宮城総合支所管理課・秋保総合支所保健福祉課・生活衛生課】

(3) 河川愛護活動等支援

関係部局と連携のもと、市域内の河川・水路の清掃等美化活動に取り組んでいる仙台市河川愛護会に属する団体の活動を支援します。

【青葉区衛生課・宮城野区衛生課・若林区衛生課・太白区衛生課
・秋保総合支所保健福祉課】

Ⅲ 飲用水の安全確保対策

啓発用パンフレット及びホームページ等による飲用水の安全確保についての情報提供を行うとともに、以下の取り組みを行います。

1 貯水槽水道の適正管理指導

貯水槽水道(簡易専用水道*、簡易専用小水道*等)について、布設者(所有者)等による自主衛生管理の推進と指導を行います。

(1) 管理状況の把握、定期検査受検指導

法令に規定される管理状況に関する検査(定期検査)について、登録検査機関の協力のもと、受検状況の把握に努めます。

併せて、施設の布設、変更、廃止等に当たっては、引続き関係部局との連携を図り、情報共有を行いながら、既存施設の布設者、施設名等の台帳情報を確認し、正確な現状の把握に努めます。

また、「令和7年度貯水槽水道の適正管理促進に係る事業方針」を定め、それに基づき、定期検査未受検施設に対し継続的に受検指導を行うとともに、新規(承継)施設の設置者(新築や売買された施設等の新たな所有者)へ定期検査制度の周知・受検指導を徹底します。

【各区衛生課・生活衛生課】

(2) 立入検査、指導

定期検査等により判明した特に衛生上の問題がある施設については、速やかに立入調査し、改善を指導します。

また、布設者等からの相談があった場合についても、必要に応じて現地調査を行い、適切な管理方法等を指導します。

【各区衛生課・生活衛生課】

2 専用水道、小規模水道等の適正管理指導

飲用井戸水、湧水、沢水等の自己水源を利用する専用水道、小規模水道等については、クリプトスポリジウム*等の耐塩素性病原生物による健康被害の発生を防止するため、原水の汚染状況の確認及びリスクレベルに応じた対策の指導を行います。

また、立入検査により衛生管理状況の確認を行うとともに、必要に応じて行政検査（水質検査や、クリプトスポリジウム等の指標菌検査*など）を実施し、より安全な水が供給されるよう適正管理を指導します。飲用水の水質悪化等、特に健康被害のおそれがある事態を把握した場合には、被害拡大防止及び飲用水の安全確保のため速やかに指導、立入調査等を行い、必要に応じて関係部局と連携しながら、再発防止に取り組めます。

なお、国における水質基準逐次改正検討会等において、令和8年4月1日施行に向けた水質基準項目の改正が検討されていることから、国における動向等の情報収集に努め、設置者等に対して適切な対応を求めています。

【各区衛生課・生活衛生課・衛生研究所】

3 自家用井戸水等の安全な利用の周知

小規模な自家用井戸水等について、水道整備地域における飲用には水道水の使用を働きかけ、井戸水等は雑用水として使うこと等、助言や指導を行います。

また、必要に応じて関係部局と連携し情報共有を図ります。

【各区衛生課・生活衛生課】

IV その他の事業

1 家庭用品安全確保対策

「有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律」（昭和48年法律第112号）に基づき定められた家庭用品による健康被害を未然に防ぐため、市内に流通している乳幼児用衣類等の試買検査を行い、基準違反の場合は、回収等の措置を行います。

試買検査の結果等については、ホームページへの掲載等による周知に努めます。

【生活衛生課・衛生研究所】

2 一般公衆浴場（銭湯）確保対策

市民の日常生活に不可欠な一般公衆浴場（銭湯）を安定的に確保するため、「仙台市公衆浴場確保対策事業補助金交付要綱」（昭和58年）に基づき、施設の運営費用や設備改善費用の一部補助を実施します。

【各区衛生課・生活衛生課】

3 住宅宿泊事業の適正運営対策

住宅宿泊事業法に基づく住宅宿泊事業について、相談対応、届出受付、事業実績報告の徴収、適正管理指導等を行います。

事業を行うにあたり、衛生や安全の確保のために必要な措置等については、ホームページ等で周知、啓発を行うとともに関係部局と連携して取り組みます。

なお、法の枠組みを超えて宿泊サービスを提供することがないようホームページ等での周知啓発、調査を行うとともに、無届施設や、その疑いのある施設については、旅館業法に基づく無許可営業施設として各区衛生課と連携した是正指導を行います。

【生活衛生課・各区衛生課】

4 健康危機管理対応

生活衛生関係営業施設等が原因と疑われる感染症や健康被害に関する情報を把握した場合は、関係部局と連携・協力した上で必要かつ迅速な施設調査等を行い、被害拡大防止及び原因究明・再発防止のための指導等を行います。

また、高病原性鳥インフルエンザ*や新型インフルエンザ*等の健康危機への備えに努め、安全な市民生活を確保するため関係部局と連携し、迅速かつ的確に対応します。

【各区衛生課・宮城総合支所管理課・秋保総合支所保健福祉課・生活衛生課・衛生研究所】

5 環境衛生監視員等の資質向上

市民が安全で快適な日常生活を送れるよう良好な生活環境を実現し、市民の健康を確保するため、職員研修等を通じた最新の科学的知見等の獲得により総合的かつ多角的に考え、丁寧で分かりやすい説明、相互理解と相互協力を確実に推進することができる環境衛生監視員等の人材育成、資質向上を図ります。

(1) 実務研修等の開催

環境衛生監視員及び新任職員として必要な専門知識や監視指導手法、基本的な検査技術の習得を図るとともに、効果的な啓発指導や苦情対応の手法等について、各職場での実務研修、OJT等に加え、関係部署全体での研修を通して、必要となる知識、スキルを習得、共有し、それを環境衛生監視員等の日常業務に反映させるよう努めます。

実務研修等（予定）	開催時期（予定）
生活衛生関係業務説明会	4月
各職場での実務研修会	4月、随時
環境衛生監視員（初任者）研修	7月以降随時
事例検討研修	9月
各種外部研修等参加者による伝達研修	1月
事務処理研修 （危機管理研修と隔年で開催）	2月
実務担当者会議	随時

【各区衛生課・宮城総合支所管理課・秋保総合支所保健福祉課・生活衛生課】

(2) 外部研修等への参加

最新の専門的知識や技術の習得、情報収集を目的として、各種学会や厚生労働省等の関係機関が開催する研修会、講習会等に参加し、環境衛生監視員としてのスキル向上を図ります。得られた知見は、伝達研修等を適宜実施することなどにより、電子媒体の活用も含め、関係部署間で情報共有します。

【各区衛生課・生活衛生課】

(3) 相談事例等の共有化による人材育成

事例検討研修会などの場を活用して、市民や事業者から寄せられる様々な相談事例等について、環境衛生監視員間での情報共有に努め、多様な学びの機会を確保することにより、新たな対応策を見出し、それを次の施策へと結びつけることができる人材の育成を目指します。また、市民等からの声を施策へと反映し、職員間での活発な意見交換を行うことで、新たな課題に直面した際の解決策を見出す

手法を獲得し、組織全体の成長を実現することへと繋げていきます。

【各区衛生課・生活衛生課】

別表 1 監視指導計画

	対象施設	監視目標(%) (監視施設数/施設数)	備考
営業六法施設	興行場	1 0 0	
	旅館業	1 0 0	入浴設備等はレジオネラ症対策として重点監視
	公衆浴場	1 0 0	
	理容所	3 3	衛生講習会で補完 ※出張理容は適宜指導
	美容所との 重複開設	1 0 0	
	美容所	3 3	衛生講習会で補完 ※出張美容は適宜指導
	理容所との 重複開設	1 0 0	
	クリーニング所	—	2年毎に全工場*監視（今年度は各区で設定）、その他の施設は各区で設定
	工場*	—	
営業六法以外の生活衛生関係施設	温泉利用施設	1 0 0	入浴設備等はレジオネラ症対策として重点監視
	遊泳用プール	1 0 0	
	専用水道	1 0 0	
	貯水槽水道等	—	
	管理不適施設	1 0 0	特に衛生上問題のある施設
	特定建築物	1 0	管理状況報告書の確認、衛生管理講習会で補完
	化製場・畜舎等	5 0（犬舎） 1 0 0（その他の施設）	
	コインランドリー	1 0 0	2年毎に全施設監視（今年度は1 0 0%）

※工場：クリーニング所のうち洗濯物の受取及び引渡しのみを行うクリーニング所（取次所）を除いた施設

・状況に応じ、管理状況報告書の確認など書面等による監視手法も活用。

別表 2 基本監視項目

	対象施設	基本とする監視項目
営業六法施設	興行場	管理状況（衛生状態、照明設備、空調設備、帳簿）、変更事項の有無
	旅館業	管理状況（衛生状態、給水・給湯設備、浴槽水、衛生管理手引書・点検表・宿泊者名簿等帳簿、善良風俗保持）、変更事項の有無、レジオネラ症対策、採水検査
	公衆浴場	管理状況（衛生状態、給水・給湯設備、浴槽水、衛生管理手引書・点検表等帳簿、善良風俗保持）、変更事項の有無、レジオネラ症対策、採水検査
	理容所	管理状況（衛生状態、器具消毒、器具・薬品管理）、資格者従事状況、変更事項の有無、まつ毛に係る施術や酸化染毛剤による健康被害防止対策の周知
	美容所	
	クリーニング所	管理状況（衛生状態、機械器具整備・消毒、溶剤等保管）、資格者従事状況、研修・講習受講状況、変更事項の有無
営業六法以外の生活衛生関係施設	温泉利用施設	管理状況（衛生状態、温泉成分等掲示・再分析実施）、変更事項の有無、レジオネラ症対策、採水検査
	遊泳用プール	管理状況（衛生状態、排（環）水口、給水・給湯設備、管理日誌等帳簿）、変更事項の有無、レジオネラ症対策、採水検査
	専用水道	管理状況（設備、水質、帳簿）、水道技術管理者従事状況、変更事項の有無、採水検査
	貯水槽水道等	管理状況（受水槽・高置水槽、水質、定期検査受検）、変更事項の有無、採水検査
	特定建築物	管理状況（空調設備、給排水設備、衛生状態、室内空気環境、帳簿）、変更事項の有無、レジオネラ症対策、採水検査
	化製場・畜舎等	管理状況（衛生状態、換気・給排水設備、廃棄物処理）、変更事項の有無
	コインランドリー	管理状況（衛生状態、機械器具整備・消毒）、変更事項の有無

資料 1 令和 7 年度仙台市生活衛生関係年間計画一覧表

事業名	事業内容	主な時期
I 生活衛生関係営業施設等の衛生確保対策		
1 生活衛生監視指導計画	・監視計画に基づく監視指導	通年
	・レジオネラ症防止対策（入浴施設、冷却塔等）	〃
	・ノロウイルス等感染症の防止対策	〃
	・適正な営業、自主衛生管理の指導	〃
2 営業者等による自主衛生管理の推進	・衛生教育の推進	〃
	・生活衛生同業組合との連携	〃
	・各種表彰制度の推進	1 2 月
II 市民生活に係る良好な生活環境の確保対策		
1 健康で快適な生活環境の確保対策	・ねずみ・衛生害虫対策	随時
	・宅地用空き地等の雑草繁茂相談対応	初夏～秋季
	・スズメバチ等の営巣駆除相談対応	〃
	・都市水害発生時等における防疫体制の確保	随時
2 住居衛生対策	・シックハウス対策	〃
	・ダニアレルギー対策	〃
3 住民自身による良好な生活環境の確保の推進	・市民啓発・衛生教育	〃
	・市民相談対応	〃
	・動力草刈機等機器整備補助	〃
	・河川愛護活動等支援	〃
III 飲用水の安全確保対策		
1 貯水槽水道の適正管理指導	・管理状況の把握、定期検査受検指導	随時
	・立入検査、指導	通年
2 専用水道、小規模水道等の適正管理指導	・原水の汚染状況の確認、対策の指導	〃
	・立入検査、管理状況確認	〃
3 自家用井戸水等の安全な利用の周知	・自家用井戸水使用者等への指導	随時
IV その他の事業		
1 家庭用品安全確保対策	・試買検査の実施、市民への周知啓発	随時
2 一般公衆浴場（銭湯）確保対策	・運営費用及び設備改善費用の一部補助	〃
3 住宅宿泊事業の適正運営対策	・届出受付、事業実績報告徴収、適正管理指導	〃
4 健康危機管理対応	・生活衛生関係営業施設等に関する感染症、健康被害等の対応	〃
5 環境衛生監視員等の資質向上	・実務研修等の開催、外部研修等への参加	〃
	・相談事例等の共有化による人材育成	通年

資料2 用語の説明（50音順）

▽あ行▽

■営業六法（えいぎょうろっぽう）

「興行場法」（昭和23年法律第137号）、「旅館業法」（昭和23年法律第138号）、「公衆浴場法」（昭和23年法律第139号）、「理容師法」（昭和22年法律第234号）、「美容師法」（昭和32年法律第163号）、「クリーニング業法」（昭和25年法律第207号）を合わせて生活衛生関係営業六法といいます。これらの6つの法律で規制されている営業について、個々の法令に基づく衛生措置の遵守状況はもとより、空気環境や飲料水等の衛生管理状況などについて確認し、公衆衛生水準向上のための指導を行っています。

▽か行▽

■化製場（かせいじょう）

「化製場等に関する法律」（昭和23年法律第140号）に規定される「獣畜の肉、皮、骨、臓器等を原料として皮革、油脂、にかわ、肥料、飼料その他の物を製造する施設」のことをいいます。また、獣畜とは、牛・馬・豚・めん羊及び山羊をいいます。

■簡易専用水道（かんいせんようすいどう）

簡易専用水道は「水道法」（昭和32年法律第177号）で定義されており、市町村などの水道から供給を受ける水のみを水源とし、この水を一旦受水槽に受けた後、建物の各場所に給水する水道で、受水槽の有効容量の合計が10m³を超えるものをいいます。

■簡易専用小水道（かんいせんようしょうすいどう）

簡易専用小水道は「簡易給水施設等の規制に関する条例」（宮城県条例第14号）で定義されており、市町村などの水道から供給を受ける水のみを水源とし、この水を一旦受水槽に受けた後、建物の各場所に給水する水道で、受水槽の有効容量の合計が5m³を超え10m³以下のものをいいます。

■環境衛生監視員（かんきょうえいせいかんしん）

環境衛生監視員とは、環境衛生に係る施設等に対して報告徴収、立入検査等の監視指導を行う地方自治体の職員で、主に保健所に勤務しています。環境衛生監視員には、国通知で一定の任用要件が定められています。

監視指導を実施する施設は、それぞれの法律が適用される興行場、旅館業、公衆浴場、理容所、美容所、クリーニング所などの生活衛生関係営業施設です。また、一定規模以上のオフィスビルなどの特定建築物や化製場などの監視指導も行っています。

■クリプトスポリジウム・クリプトスポリジウム等指標菌

（くりぷとすぽりじうむ・くりぷとすぽりじうむとうしひょうきん）

クリプトスポリジウムは動物の腸に寄生する大きさ約5μmの原虫で、この寄生虫に汚

染された水等を飲用すると、下痢や軽い発熱などの健康被害を起こすおそれがあります。環境水中では、オーシスト（※）として検出され、塩素消毒には抵抗性がありますが、熱には弱く煮沸すると死滅します。類似の原虫「ジアリジア」を含めて、「クリプトスポリジウム等」といい、飲用水等の汚染対策が推進されています。大腸菌、嫌気性芽胞菌は汚染の指標となる菌であり、いずれかの指標菌が検出された場合にはクリプトスポリジウム等の耐塩素性病原生物が水に混入するおそれがあります。

（※）オーシスト：クリプトスポリジウムが、寄生する動物の体外に出てきた形（ジアリジアではシストという）。4～6 μ m程度の卵のような形をしており、中には3～4匹の虫体があり、表面は丈夫な殻で覆われているため、塩素系消毒剤に対し極めて強い耐性があります。

■興行場（こうぎょうじょう）

映画、演劇、音楽、スポーツ、演芸又は観せ物を公衆に見せ、又は聞かせる施設をいいます。興行場法で施設の換気、照明などの衛生措置を講ずることが義務付けられています。

■高病原性鳥インフルエンザ（こうびょうげんせいとりいんふるえんざ）

鳥類に対して感染性を示すA型インフルエンザウイルスの感染症が、鳥インフルエンザです。鳥インフルエンザのなかでも、ニワトリに対する病原性が強いウイルスによって起こされた家きんの病気が高病原性鳥インフルエンザです。鳥インフルエンザウイルスは、通常、人間に感染することはありませんが、感染した鳥に触れる等濃厚接触をした場合など、稀に鳥インフルエンザウイルスが人に感染することがあります。

▽さ行▽

■酸化染毛剤（さんかせんもうざい）

染毛成分が毛髪内に浸透することによって毛髪を染める製品で、ヘアカラー、ヘアダイ、白髪染め、おしゃれ染め、アルカリカラー等と呼ばれています。酸化染毛剤には主成分としてパラフェニレンジアミン、メタアミノフェノール、パラアミノフェノール等の酸化染料が含まれていますが、これらの物質は、アレルギー性接触皮膚炎を引き起こしやすい物質でもあります。

■シックハウス（シックハウス症候群）（しっくはうす（しっくはうすしょうこうぐん））

室内空気汚染により起こる健康影響のことをいいます。建材及び家具等から発生する化学物質やダニ、カビ等が原因とされています。

■住宅宿泊事業（じゅうたくしゅくはくじぎょう）

旅館業法第3条の2第1項に規定する営業者以外の者が宿泊料を受けて住宅に宿泊させる事業であって、人を宿泊させる日数が1年間で180日を超えないものとして住宅宿泊事業法第3条第1項に規定する届出をして営業するものをいいます。

■小規模水道（しょうきぼすいどう）

小規模水道は簡易給水施設等の規制に関する条例で定義されており、地下水などの自己水源を飲用に適する水として、居住者30人以上100人以下又は利用者30人以上に給水する水道をいいます。

■新型インフルエンザ（しんがたいんふるえんざ）

新型インフルエンザは、季節性インフルエンザと抗原性が大きく異なるインフルエンザであって、一般に国民が免疫を獲得していないことから、全国的かつ急速なまん延により国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあると認められるものをいいます。

■生活衛生関係営業施設（せいかつえいせいいかんけいえいぎょうしせつ）

日常生活に必要とされるサービスを提供し、身の回りの衛生に係る店舗や施設をいいます。主な例として、理容所、美容所、クリーニング所、公衆浴場、旅館業、映画館などが該当します。

■生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律

（せいかつえいせいいかんけいえいぎょうのうんえいのてきせいかおよびしんこうにかんするほうりつ）

略称は、生衛法（せいえいほう）といいます。理容業や美容業、クリーニング業、旅館業、飲食業等18業種について、経営の健全化、衛生水準の維持向上等を図ることにより、国民生活の安定に寄与することを目的としています。これらの業種は国民の生活に密接に係っていることから、営業者の自主活動の促進、経営の健全化の指導など各種の行政施策が、この法律により講じられています。

■専用水道（せんようすいどう）

専用水道は水道法で定義されており、寄宿舍、社宅、療養所、養老施設等における自家用の水道その他水道事業の用に供する水道以外の水道であって、100人を超える者にその居住に必要な水を供給するもの又はその水道施設の1日最大給水量が20m³を超える施設（人の飲用その他の厚生労働省令で定める目的のために使用するものに限る。）をいいます。また、水道水のみを水源としている場合は、上下面及び側面の六面点検ができない貯水槽（受水槽）の有効容量の合計が100m³を超える水道か、もしくは地中又は地表に布設されている口径25mm以上の導管の全長が1,500mを超える水道をいいます。

▽た行▽

■ダニアレルゲン（だにあれるげん）

ヒョウヒダニという種類のダニの糞（ふん）や死がいなどダニアレルギーを引き起こす原因となるものをいいます。

■畜舎（ちくしゃ）

「化製場等に関する法律施行令」（昭和31年政令第285号）で定める動物（牛、馬、豚、めん羊、山羊、犬、鶏、あひる）を、「化製場等に関する法律施行条例」（宮城県条例第15号）で定める数以上、飼養又は収容する施設をいいます。

■貯水槽水道（ちよすいそうすいどう）

ビル・マンション等の建物で、市の水道局から供給される水道水をいったん受水槽に受けたのち利用者に供給する給水設備のことをいいます。受水槽に入るまでの水質は水道局が管理しますが、受水槽以降はその設置者（建物の所有者）が責任を持って管理する必要があります。年1回の定期清掃の実施及び厚生労働大臣登録検査機関による定期検査の受検等が、法令等で規定されています。

■登録検査機関（とうろくけんさきかん）

貯水槽水道において、簡易専用水道などの管理状況の検査を行う民間機関等で、水道法第34条の2第2項に基づき厚生労働大臣の登録を受けた検査機関のことをいいます。貯水槽水道のうち、有効容量5 m^3 超えのもの（簡易専用水道及び簡易専用小水道）は、法令等に基づき毎年1回以上、定期的に登録検査機関による管理状況等の検査を受ける必要があります。受水槽の有効容量が5 m^3 以下の貯水槽水道については、「仙台市小規模簡易給水施設指導要綱」（平成12年）において検査を受けるよう努めることとしています。

■特定建築物（とくていけんちくぶつ）

事務所、学校、店舗、旅館などの11の特定用途に使用される建築物のうち、延べ床面積が3,000 m^2 以上のものをいいます（ただし、学校教育法第1条に該当する学校等は8,000 m^2 以上）。「建築物における衛生的環境の確保に関する法律」（昭和45年法律第20号）により空気環境や飲用水などの維持管理についての基準が定められています。

▽な行▽

■ノロウイルス（のろういるす）

ノロウイルスは、人間の腸でのみ増殖し、人から排出されたウイルスが海に流れ込み、ホタテやカキ等の二枚貝の内臓に蓄積されます。その貝を十分に加熱せずに食べると感染することがあります。また、感染者の便や嘔吐物に接触した手を介して汚染された食品、生活環境による感染が例年多く発生しています。

感染力が強く、嘔吐物等の不適切な処理のため飛散したウイルスを吸入することでも感染することがあるため、嘔吐物の処理は塩素系消毒剤等で適切に行うことが重要です。

潜伏期間は24～48時間ほどで、嘔吐、下痢、発熱等を発症します。感染しても症状が出ない場合があり、気付かないうちに食品や生活環境を汚染させてしまいます。感染すると、2～4週間程は便からウイルスが排出されるため注意が必要です。

▽ま行▽

■まつ毛エクステンション（まつげえくすてんしょん）

シルクや化学繊維などの人工毛を専用の接着剤でまつ毛につけ、まつ毛を長くしたり濃くしたりするなど、ボリュームアップする手法で、美容師法に基づく美容行為と位置づけられています。目元というデリケートな部分に行う施術のため、接着剤や器具の刺激、施術者の技術により健康被害となるおそれがあり、施術にあたっては細心の注意が必要です。

▽ら行▽

■冷却塔

ビルの空調設備等では、冷却水を循環させながら使用しているものがありますが、この冷却水の温度を調整する設備が冷却塔です。

冷却塔は建物屋上などの屋外に設置されており、冷却水と外気とを直接接触させて温度を調整する形式のものが多いため、外気からレジオネラ属菌が入り込む場合があります。冷却塔内で増殖したレジオネラ属菌を多く含んだ冷却水の飛沫が、冷却塔周辺や建物内に飛散するおそれがあることから、消毒の実施等、適切に管理する必要があります。

■レジオネラ属菌・レジオネラ症（れじおねらぞくきん・れじおねらしょう）

レジオネラ症とは、土壌や河川、湖沼などの自然界に広く生育しているレジオネラ属菌が原因で発症する感染症です。レジオネラ属菌は36℃前後でよく増殖し、冷却塔の中の冷却水、循環型浴槽、循環型給湯、プールなどで衛生管理が不十分な場合に、温度や栄養分などの条件が整うと繁殖することがあります。レジオネラ症には抵抗力の弱い人がかかりやすく、重症の場合には死亡することもあるレジオネラ肺炎と、発熱や頭痛、筋肉痛などインフルエンザと似た症状を示し、数日で軽快するポンティアック熱とがあります。

人から人へは感染しませんが、レジオネラ属菌が生息する土壌の砂塵やこの菌に汚染された水のエアロゾルを吸入することにより感染するので、加湿器、24時間風呂、温泉施設、水景施設（人工の滝や噴水等）などの水利用設備や施設が感染源になるおそれがあります。

▽英数▽

■IPM（あい・ぴー・えむ）

総合的有害生物管理（Integrated Pest Management）の略称で、ねずみや病害虫の防除に関し、防除薬剤による人や環境への影響、経済性を考慮しつつ、適切な手段を総合的に講じる防除手法のことをいいます。

漫然と薬剤を定期散布するのではなく、害虫等の生息状況に応じ、発生源の防止対策を講じた上で、薬剤の使用量を適切な量にすることで、人の健康に対するリスクを軽減し、環境保全にも配慮した害虫防除を行うIPMの考え方が主流になってきています。

■SDGs（えす・でいー・じーず）

持続可能な開発目標（Sustainable Development Goals）の略称で、2015年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」で掲げられている2030年までの国際目標です。持続可能でよりよい世界を目指すための17のゴール・169のターゲットから構成され、地球上の「誰一人取り残さない」ことを誓っています。

本市においても、仙台市総合計画をはじめとした各種計画に基づく施策を通じて、幅広い取り組みを推進しています。

■VOC（ぶい・おー・しー）

揮発性有機化合物（Volatile Organic Compounds）の略称で、ホルムアルデヒドやトルエン、キシレン、ベンゼン類などの空気中で容易に液体から気体へと蒸発してしまう物質の総称です。家屋の建材や内装材などから放散されるホルムアルデヒドやトルエンをはじめとするVOCが頭痛やめまいなどの健康被害（シックハウス症候群）の原因となることがあります。